

# 埼玉県報



埼玉県発行

## 目次

### 告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告 (南西部振興) 一
- 〃〃 (秩父振興) 二
- 新座都市計画生産緑地地区の変更 (みどり再生推進室) 二
- 大規模小売店舗の変更に関する公示 (商業支援課) 二
- 貸金業者の登録の取消し (金融課) 三
- 〃〃 (金 融 課) 三
- 第四十三期埼玉県労働委員会委員候補者の推薦 (勤労者福祉課) 三
- 庄和北部土地改良区の役員退任届 (春日部農林) 五
- 電子納品保管管理システムに係るインターネットデータセンター及び機器等の賃貸借に関する落札者等の公示 (技術管理課) 五
- 測量法に基づく公共測量の実施 (用地課) 五
- 〃〃 (用地課) 六

- 狭山都市計画用途地域の変更 (都市計画課) 六
- 行田都市計画用途地域の変更 (〃〃) 六
- 東松山都市計画道路の変更 (〃〃) 六
- 東松山都市計画用途地域の変更 (〃〃) 六
- 加須都市計画道路の変更 (〃〃) 六
- 加須都市計画用途地域の変更 (〃〃) 六
- 羽生都市計画道路の変更 (〃〃) 六
- 羽生都市計画用途地域の変更 (〃〃) 六
- 川口都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧 (〃〃) 六
- 戸田都市計画高度地区の決定に係る図書の写しの縦覧 (〃〃) 七
- 川口都市計画高度利用地区の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) 七
- 川口都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧 (〃〃) 七
- 川口都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域の面積の変更 (〃〃) 七
- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築指導課) 七
- 都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域の面積の変更 (〃〃) 七

- 埼玉県告示第百二十二号 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。  
 なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法 (埼玉県NPO情報ステーション (http://www.saitamaken-npo.net/))により縦覧に供する。  
 平成二十一年一月二十七日  
 埼玉県知事 上田 清 司
- 申請のあった年月日 平成二十一年一月十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称 NPO法人朝霞市心身障害児・者を守る会
- 三 代表者の氏名 田中 美智子
- 四 主たる事務所の所在地 埼玉県朝霞市岡三丁目二十六番二十号
- 五 定款に記載された目的

## 告示

- 県道下早見菖蒲線の区域の変更 (杉戸県土) 七
- 水道用薬品の調達に関する入札公告 (水道施設課) 八
- 公職選挙法の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定 (選 管 委) 一〇
- 正 誤
- 埼玉県中央家畜保健衛生所長・埼玉県川越家畜保健衛生所長・埼玉県熊谷家畜保健衛生所長告示第二号中訂正 (畜産安全課) 一〇

この法人は、心身障害児・者の適切な指導、育成を図りながら、社会保障、社会福祉の増進に寄与し、地域の人々と共に障害者とその家族が豊かに暮らせるよう、支援する事を目的とする。

#### 埼玉県告示第百十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県秩父地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年一月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年一月十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 秩父農工森づくりの会

三 代表者の氏名

山口 仁平

四 主たる事務所の所在地

秩父郡皆野町大字皆野三三六番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、埼玉県内一〇〇年の森づくりの一環として、学校設立一〇周年記念事業ともあわせて推進し、秩父地域並びに同窓生、地域住民等に対し、植林事業を行い、緑の育成と産業、観光振興、地球環境の保全及び癒しの森、ふれあいの森として寄与することを目的とする。

#### 埼玉県告示第百十四号

新座市から新座都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生推進室において縦覧に供する。

平成二十一年一月二十七日

埼玉県知事 上田清司

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年一月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ララガーデン川口

川口市宮町十八の九

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

ララガーデン川口

川口市宮町九十二の二 外

(変更後)

ララガーデン川口

川口市宮町十八の九

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

(変更前)

未定

(変更後)

株式会社ヨークマート 代表取締役 川上 達郎

東京都千代田区二番町八番地八 外五十九社

ハ 変更年月日

平成二十年十一月十三日

二 届出年月日

平成二十一年一月十三日

二 縦覧期間

平成二十一年一月二十七日から平成二十一年五月二十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南部地域振興センター

#### 埼玉県告示第百十五号

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十一年一月二十七日から平成二十一年五月二十七日まで

## ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

## 埼玉県告示第百十六号

貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二十四条の六の六第一項の規定により、貸金業者の登録を取り消したので、次のとおり公告する。

平成二十一年一月二十七日

埼玉県知事 上田清司

## 一 商号又は名称

Life in 麻里萌

## 二 氏名

倉田 雅之

## 三 主たる営業所等の所在地

埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野五丁目八番地六

## 四 登録番号

埼玉県知事(N一)第〇三八二九号

## 五 登録年月日

平成十八年七月二十六日

## 六 登録の取消し年月日

平成二十一年一月二十日

## 埼玉県告示第百十七号

貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二十四条の六の六第一項の規定により、貸金業者の登録を取り消したので、次のとおり公告する。

平成二十一年一月二十七日

埼玉県知事 上田清司

## 一 商号又は名称

メジャー

## 二 氏名

李 勲(山田 勲緒)

## 三 主たる営業所等の所在地

埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目五四七番地一コンフォートマンション大宮六一一号室

## 四 登録番号

埼玉県知事(一)第〇三八二三号

## 五 登録年月日

平成十八年四月二十八日

## 六 登録の取消し年月日

平成二十一年一月二十日

## 埼玉県告示第百十八号

第四十二期埼玉県労働委員会委員の任期が、平成二十一年四月十五日で満了するので、労働組合法施行令(昭和二十四年政令第二百三十一号)第二十一条第一項の規定に基づき、次のとおり次期労働者委員候補者及び使用者委員候補者の推薦を求める。

平成二十一年一月二十七日

埼玉県知事 上田清司

## 一 推薦資格

イ 労働者委員の候補者を推薦できるもの

埼玉県の区域内のみに組織を有し、労働組合法(昭和二十四年法律第七十号。以下「法」という。)第二条及び第五条第二項の規定に適合する労働組合とする。

ロ 使用者委員の候補者を推薦できるもの

埼玉県の区域内のみに組織を有する使用者団体とする。

## 二 推薦手続

イ 労働者委員候補者を推薦しようとする労働組合は、様式第一号の推薦書及び様式第三号の略歴書に、推薦に係る労働組合が法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の埼玉県労働委員会の証明書を添付して提出すること。

ロ 使用者委員候補者を推薦しようとする使用者団体は、様式第二号の推薦書及び様式第三号の略歴書を提出すること。

## 三 推薦期間

平成二十一年二月九日(月)から同年三月二日(月)まで

## 四 推薦に必要な書類の提出先

埼玉県産業労働部勤労者福祉課

## 五 その他

禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者は、委員となることができない。

様式第1号

第4期埼玉県労働委員会労働者委員候補者推薦書

平成 年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

労働組合名

印

代表者氏名

印

埼玉県労働委員会の労働者委員の候補者として、下記の者を推薦します。

記

氏名	年齢	所属労働組合及びその役職名

様式第2号

第4期埼玉県労働委員会使用者委員候補者推薦書

平成 年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

使用者団体名

印

代表者氏名

印

埼玉県労働委員会の使用者委員の候補者として、下記の者を推薦します。

記

氏名	年齢	所属会社(又は事業場)及びその役職名

様式第3号

啓 歴 書

ふりがな				
氏名				
生年月日				
本籍地				
現住所				
電話	自宅	勤務先		
	年 月	学 歴		
年 月	主 な 経 歴			

埼玉県告示第百十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、庄和北部土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十一年一月二十七日

埼玉県知事 上田清司

職 名 氏 名 住 所  
理 事 橋 本 純 春日部市倉常五三八の一

埼玉県告示第百二十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年一月二十七日

埼玉県知事 上田清司

5 落札金額

69,205,500円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成20年11月14日

埼玉県告示第百二十一号

測量計画機関の長である久喜市長田中 暄二から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年一月二十七日

埼玉県知事 上田清司

1 測量計画機関

久喜市

2 作業種類

- 1 購入等件名及び数量  
電子納品保管管理システムに係るインターネットデータセンター及び機器等の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県国土整備部技術管理課建設1丁担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成20年12月25日
- 4 落札者の氏名及び住所  
東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿3丁目19番2号

公共測量(空中写真撮影)

三 作業地域

久喜市全域

四 作業期間

平成二十年十二月二十五日から平成二十一年三月二十七日まで

埼玉県告示第百二十二号

測量計画機関の長である長瀬町長大澤芳夫から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年一月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

長瀬町

二 作業種類

公共測量(空中写真撮影)

三 作業地域

長瀬町全域

四 作業期間

平成二十年十二月一日から平成二十一年三月十九日まで

埼玉県告示第百二十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、狭山

都市計画用途地域を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年一月二十七日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第百二十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、行田市都市計画用途地域を変更した。

平成二十一年一月二十七日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第百二十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、東松山市都市計画道路を変更した。

平成二十一年一月二十七日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第百二十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、東松山市都市計画用途地域を変更した。

平成二十一年一月二十七日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第百二十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、加須市都市計画道路を変更した。

平成二十一年一月二十七日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第百二十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、加須市都市計画用途地域を変更した。

平成二十一年一月二十七日

埼玉県知事 上田清司

平成二十一年一月二十七日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第百二十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、羽生市都市計画道路を変更した。

平成二十一年一月二十七日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第百三十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、羽生市都市計画用途地域を変更した。

平成二十一年一月二十七日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第百三十一号

川口市から川口市都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第

第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年一月二十七日  
埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第三百三十二号

戸田市から戸田市都市計画高度地区の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年一月二十七日  
埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第三百三十三号

川口市から川口市都市計画高度利用地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用す

る同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年一月二十七日  
埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第三百三十四号

川口市から川口市都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年一月二十七日  
埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第三百三十五号

川口市から川口市都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項にお

いて準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年一月二十七日  
埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第三百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年一月二十七日  
埼玉県知事 上田清司

- 一 許可番号  
平成二十一年一月十三日  
指令杉整第二〇〇〇七二二号
- 二 検査済証番号  
平成二十一年一月二十二日第八十一号

- 三 開発区域に含まれる地域の名称  
北葛飾郡杉戸町大字下野字薬師三八番一外一四筆、幸手市大字上高野字慶作前二七二八番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
南埼玉郡白岡町大字千駄野六六三一  
二  
有限会社 財建  
代表取締役 財津 學

埼玉県告示第三百三十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二一号）第五十二条第一項第六号、同条第二項第三号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号二及び別表第三（に）欄五の項の規定により、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域の面積を変更する。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部建築指導課において縦覧に供する。

平成二十一年一月二十七日  
埼玉県知事 上田清司

変更に係る区域  
行田市の区域内の都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年一月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年一月二十七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 平井 順 一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 下早見菖蒲線
- 三 道路の区域

旧新別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
旧 A	南埼玉郡菖蒲町昭和沼二二番一地先から同郡同町大字三箇字 早川二二七九番一地先まで	一七・六〇〇	三六二・六〇	平成十四年九月三日、埼玉県告示第千六百十六号で設置した迂回路の廃止
新 A		三三・五〇		
旧 B		一八・六〇〇	五二七・五〇	

埼玉県公営企業告示第一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十一年一月二十七日

埼玉県公営企業管理者 櫻 口 和 男

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量 (単価契約)

以下の物品ごとに入札に付する。

ア 水道用ポリ塩化アルミニウム 18,593トン

イ 水道用液体塩素 1,861トン

ウ 水道用次亜塩素酸ナトリウム 3,026トン

(2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで(詳細は、入札説明書による。)

(4) 納入場所

埼玉県大久保浄水場ほか4浄水場 (詳細は、入札説明書による。)

(5) 入札方法

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」(以下「システム」という。)により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送による入札も認める。また、単価により行い、入札金額

は1トン当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、「物品の販売」のA等級に格付された者で「工業用薬品」に登録された者であること。

(3) 公告日から開札日までの期間に、物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日)に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から開札日までの期間に、埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成20年4月1日)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

(5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。  
3 入札書の提出場所等



- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
 〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号 埼玉県企業局水道施設課水質担当 東出 大輔 電話048-830-7071 (直通)
- (2) 入札説明書及び仕様書の入手方法  
 ア システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、上記問い合わせ先まで連絡すること。  
 イ 入手手順  
 (ア) 埼玉県ホームページ (<http://www.pref.saitama.lg.jp/>) を開く。  
 (イ) 電子サービス窓口の「入札・調達」を選択する。  
 (ウ) 埼玉県電子入札総合案内(工事・物品)メニュー内の「3：システム入札」を選択する。  
 (エ) 「入札情報公開システム」を選択する。  
 (オ) 調達機関名は「埼玉県」、部局名は「企業局」、課所名は「財務課」を選択する。  
 (カ) 「物品等」を選択する。  
 (キ) 「1 発注情報の検索」を選択する。  
 (ク) 検索ボタンをクリックする。  
 (ケ) 本入札案件を選択する。
- (3) 入札書受付期間  
 ア システムを使用する場合  
 競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年3月27日(金)午後5時まで。  
 イ 紙媒体の入札書を郵送する場合  
 競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年3月27日(金)午後5時まで(必着)。なお、書留郵便又は簡易書留郵便によること。
- (4) 開札の場所及び日時  
 ア 開札場所  
 埼玉県職員会館2階 埼玉県企業局財務課執務室  
 なお、開札への立会いは不要とする。  
 イ 開札日時  
 (ア) 水道用ポリ塩化アルミニウム 平成21年3月30日(月)午前10時  
 (イ) 水道用液体塩素 平成21年3月30日(月)午前10時20分
- (ウ) 水道用次亜塩素酸ナトリウム 平成21年3月30日(月)午前10時40分
- (5) 紙媒体による入札書を郵送する場合のあて先  
 〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号 埼玉県企業局財務課契約担当 電話048-830-7035 (直通)
- 4 その他  
 (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
 日本語及び日本国通貨  
 (2) 入札保証金及び契約保証金  
 ア 入札保証金  
 入札者は、見積もった契約希望金額に1(1)に定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県公営企業財務規程(昭和39年埼玉県公営企業管理規程第5号。以下「財務規程」という。)第123条第2項第1号の規定に該当する場合は、免除する。  
 イ 契約保証金  
 契約の相手方は、契約金額に1(1)に定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第110条第2項第1号の規定に該当する場合は、免除する。
- (3) 入札者に要求される事項  
 ア この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を次のいずれかの方法により平成21年2月27日(金)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。  
 (ア) システムを利用する場合  
 システムから確認申請する。  
 (イ) 紙媒体の入札書を郵送する場合  
 3(1)の場所に郵送(書留郵便又は簡易書留)により提出する。  
 イ 入札者は、3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。
- (4) 入札の無効  
 次に掲げる入札書は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
  - イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
  - ウ 財務規程第127条又は埼玉県公営企業等の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成7年埼玉県公営企業管理規程第13号)第9条の規定に該当する入札書
  - (5) 契約書作成の要否
  - (6) 落札者の決定方法  
財務規程第124条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
  - (7) 手続における交渉の有無  
無
  - (8) 競争入札参加資格の付与  
2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(電話048-830-5775(直通) 千330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)に提出すること。
  - (9) 支払条件  
発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。
  - (10) 特記事項  
本件入札は、対象となる物品の調達に係る予算が議決されなかったとき又は減額があったときは、調達手続を延期又は停止することがある。
  - (11) その他詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of Water supply Chemicals to be purchased :
    - a) Polyaluminium Chloride 18,593 tons
    - b) Liquefied Chlorine 1,861 tons
    - c) Sodium hypochlorite 3,026 tons
  - (2) Time-limit for tender :  
By the electronic tender system : 5 : 00 p. m. 27, March, 2009. (Tendering by registered mail must be received by 5 : 00 p. m. 27, March, 2009)

(3) Contact point for notice :

Waterworks Facilities Division, Public Enterprise Bureau, Saitama Prefectural Government, Takasago 3-14-21, Urawaku, Saitama-shi, Saitamaken 330-0063, Japan,  
Telephone : 048-830-7071

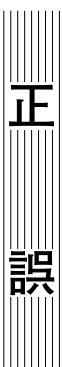
埼玉県選挙告示第三号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)及び農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百一十二号)において例による場合を含む。)の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十一年一月二十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

種類	施設の開設主体及び名称	所在地
老人ホーム	社会福祉法人安心会 特別養護老人ホーム川口かがやきの里	川口市大字西新井宿字北田一〇六五番地一



埼玉県中央家畜保健衛生所長 [埼玉県 家畜保健衛生所長 様]  
埼玉県川越家畜保健衛生所長告示第二号 [埼玉県 家畜保健衛生所長 様]  
埼玉県熊谷家畜保健衛生所長 (平成二十年十月十日第二十二一号)

中訂正 ページ 段 行  
十三 下 七

発行日
毎週 火曜日・金曜日
購読料金
一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者
埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇号 四八―八二四―二二二一(代表)
埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所
関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 四八―八六二―二九〇二(代表)